

## 経済支援奨学生に関する細則

### (趣旨)

第1条 愛知産業大学・短期大学通信教育部校友会会則第4条7号および愛知産業大学・短期大学通信教育部校友会奨学金・表彰規程第4条2により、経済的支援のため奨学生を設ける。

### (目的)

第2条 この奨学生は、経済的支援のため、在籍する学生に学納金の援助を行うことにより、学業の継続を図ることを目的とする。

### (種類)

第3条 この奨学生の種類は、次の各号とする。

- (1) 経済的支援奨学生 A
- (2) 経済的支援奨学生 (継続型・2～4年) B (専攻科を除く)

(給付額・人数・給付基準)

第4条 この奨学金の給付額、人数及び給付基準は、別表に定める。

- 2 経済的支援奨学生 A と経済的支援奨学生 B との重複受給はできない。
- 3 経済的支援奨学生 B に採用されなかった場合は、経済的支援奨学生 A を給付する。

### (奨学生の決定)

第5条 奨学生の採用選考は、校友会奨学生選考委員会が、所定の書類を提出して応募した学生の内から、第3条(給付基準・金額)に基づき選考し、その選考の結果を校友会役員会に報告する。

### (経済的支援奨学生 B の継続)

第6条 経済的支援奨学生 B の継続は、次の各号とする。

- (1) 経済的支援奨学生 B は、在学中(4年または2年間)継続する。
- (2) 毎年度、第5条(奨学生の決定)に基づいた継続手続きを行うことにより、その年度の奨学金を受けることができる。

### (奨学生の取り消し)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、校友会役員会の議を経て会長は、奨学生の資格を取り消すものとする。

- (1) 退学もしくは除籍になったとき
- (2) 休学等により、第6条(奨学生の継続)に基づく選考をなされなかったとき

- (3) 学生としてふさわしくない重大な非行があったとき
  - (4) 奨学金の受給を辞退したとき
- 2 奨学生の資格を失ったものは、当該年度の給付金を速やかに返還しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

名 称	経済支援奨学生 A
給付基準	苦難を乗り越えて学習している者
給付人数	10～30名程度
給付額	3万円
募集期間	春期奨学生は、2月～4月 秋期奨学生は、7月～10月 愛産PALにて告知する。
対象学生	正科生（4月期・10月期）専攻科生を含む
提出書類	愛産PALに掲出の申込書

名 称	経済支援奨学生 B
給付基準	経済的事由により学業の継続が難しい、かつ校友会 が定めた単位数以上取得が可能と判断した場合。
給付人数	1～2名
給付額	初年度3万円（最大10万円）
継続年数	大学生は最大4年間 短大生は最大2年間 毎年度継続申請が必要である。
募集期間	申請が発生ごと（愛産PALにて告知する。）
対象学生	正科生（4月期・10月期） 専攻科生は対象としない。
原 資	春・秋期奨学生募集額の範囲内とする。
提出書類	申請書・成績証明書